国立健康危機管理研究機構法及び 国立健康危機管理研究機構法の施行に 伴う関係法律の整備に関する法律(報告)

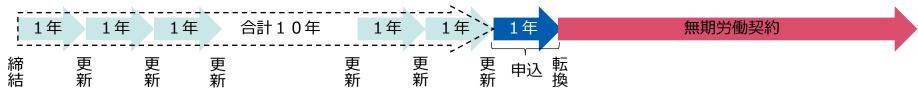
# 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律による無期転換ルールの特例

労働契約法上、有期労働契約が更新により通算5年を超えた場合には、労働者の申込みにより、無期転換できるが (無期転換ルール、労働契約法第18条)、大学等、研究開発法人等の研究者等については、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」において、無期転換の申込みができるまでの期間を、通算10年とする特例が定められている。

## 【通常の企業等の場合】



## 【科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 特例対象の場合】



※ 無期労働契約の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など)は、別段の定めがない限り、 直前の有期労働契約と同一となる。別段の定めをすることにより、変更可能。

## 【特例の対象者】

- ① 研究者等であって、研究開発法人・大学等と有期労働契約を締結した者
- ② 研究開発等に係る企画立案、資金の確保等の運営管理業務の従事者であって、研究開発法人・大学等と有期労働契約を締結した者
- ③ 共同研究開発等の業務に専ら従事する研究者等であって、当該開発等を行う試験研究機関等・研究開発法人・大学等以外の者と有期労働契約を締結した者
- ④ 共同研究開発等の運営管理業務に専ら従事する者であって、当該開発等を行う試験研究機関等・研究開発法人・大学等以外の者と 有期労働契約を締結した者

## 国立健康危機管理研究機構法(令和5年法律第46号)の概要

## 法律の趣旨

感染症その他の疾患に関し、調査研究、医療の提供、 国際協力、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれが ある感染症の発生及びまん延時において疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し科学的知見を提供できる体制の強化を図るため、国立感染症研究 所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構を設立する。

## 法律の概要

#### ○国立健康危機管理研究機構(以下「機構」という。)の創設

#### (1)機構の組織(法人形態、役職員、服務)

- ① 機構は特別の法律により設立される法人(特殊法人)とし、政府の全額出資によるものとする。
- ② 機構に理事長・副理事長・理事・監事を置き、理事長・監事については大臣が任命し、副理事長・理事については、理事長が大臣の認可を受けて任命するものとする。
- ③ 調査・研究・分析・技術の開発に従事する役員及び職員の給与等について、国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性等の考慮規定を設ける。
- ④ 機構の役員及び職員について、服務の本旨・職務忠実義務・誓約書提出義務を設け、違反した場合の制裁規程を設ける。

#### (2)機構の業務

- ① 機構は以下の業務を行う。
  - 感染症その他の疾患に係る予防・医療に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行うとともに、これに密接に関連する医療を提供する。
  - 予防・医療に係る国際協力に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行う。また、国内外の人材の養成及び資質の向上を行う。
  - 感染症等の病原等の検索及び予防・医療に係る科学的知見に関する情報の収集・整理・分析・提供を行う。
  - 病原体等の収集・検査・保管及びその実施に必要な技術開発・普及等を行うほか、地方衛生研究所等に対し研修等の支援を行う。
  - 科学的知見を内閣総理大臣(内閣感染症危機管理統括庁)及び厚生労働大臣(感染症対策部)に報告する。
  - 上記のほか、国立感染症研究所、国立国際医療研究センターの業務を引き継いで実施する。
- ② 厚生労働大臣は、健康・医療戦略推進本部、独立行政法人評価制度委員会及び研究開発に関する審議会の意見聴取を行った上で、 中期目標(6年)を定め、機構は中期目標に基づき中期計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受ける。
- ③ 厚生労働大臣は、毎事業年度の終了後、機構の業務の実績評価を行う。その際、研究開発に関する審議会の意見を聴くとともに、中期目標期間 における業務の実績見込みに関する評価を行ったときは、健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会に評価結果を通知しなければ ならない。

#### (3)機構の監督

厚生労働大臣は、報告徴収・立入検査を行うことができる。また、必要があると認めるときは、監督上必要な命令をすることができる。

#### (4) その他

国立感染症研究所の職員に関する経過措置、国立国際医療研究センターの解散に伴う措置、機構の設立準備に係る規定の整備等を行う。

## 施行期日

公布の日(令和5年6月7日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、(4)のうち機構の設立準備に係る規定等は 公布の日)

## 国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第47号)の概要

## 法律の趣旨

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他関係法律について、所要の 規定の整備を行う。

## 法律の概要

- 関係法律の規定の整備
  - 1 感染研が現に行っている事務等の委託 【感染症法】

現在、国立感染症研究所の職員が国の職員として感染症法に基づき行っている事務等を、機構に行わせるため、感染症法を改正し、機構に対する厚生労働大臣の事務の委任規定及び権限の委任規定を設ける。

**2 政府対策本部への参加及び意見聴取** 【インフル特措法】

機構が、政府対策本部において科学的知見について意見を述べることができるよう、機構の位置づけ等について所要の規定の整備を行う。

3 「地方衛生研究所等」との連携 【地域保健法】

地域保健法において、地域保健法第26条に規定する、地域における専門的な調査研究・試験検査等のために必要な体制を担う「地方衛生研究所等」の試験検査や調査分析機能の強化を図るため、地方衛生研究所等と機構との情報提供及び人材育成等における連携に係る規定を整備する。

4 その他所要の規定の整備

## 施行期日

国立健康危機管理研究機構法の施行の日

## 「国立健康危機管理研究機構」への特例適用について

新たな専門家組織である「国立健康危機管理研究機構」は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律上の試験研究機関等である「国立感染症研究所」と研究開発法人である「国立国際医療研究センター」を統合するもの。 新たな専門家組織についても、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律上の研究開発法人となり、これまでと同様の労働契約法の特例が適用されることになる。

## <試験研究機関等>

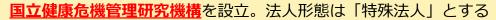
- ・経済社会総合研究所
- ·科学警察研究所
- ·国立教育政策研究所
- ・科学技術・学術政策研究所
- 国立医薬品食品衛生研究所
- 国立保健医療科学院
- ・国立社会保障・人口問題研究所
- ・国立感染症研究所
- · 動物医薬品検査所
- ・農林水産政策研究所
- 国土技術政策総合研究所
- 気象研究所・高層気象台
- 地磁気観測所・環境調査研修所
- 消防大学校・法務総合研究所

- ・国立障害者リハビリテーションセンター
- ・国土地理院
- ・気象大学校・海上保安大学校
- ·防衛装備庁航空装備研究所 陸上装備研究所 艦艇装備研究所 次世代装備研究所 千歳/下北/岐阜試験場
- ・防衛研究所・自衛隊中央病院
- 防衛大学校・防衛医科大学校
- ・(独)農林水産消費安全技術 センター
- · (独)製品評価技術基盤機構
- · (独)国立印刷局

## <研究開発法人>

- · 日本医療研究開発機構
- •情報通信研究機構
- 洒類総合研究所
- · 国立特別支援教育総合研究所
- · 国立科学博物館
- ·物質·材料研究機構
- 防災科学技術研究所
- ·量子科学技術研究開発機構
- 科学技術振興機構
- ・日本学術振興会
- ・理化学研究所
- ・宇宙航空研究開発機構
- ・海洋研究開発機構
- · 日本原子力研究開発機構
- · 労働者健康安全機構
- · 医薬基盤 · 健康 · 栄養研究所
- ・国立がん研究センター
- ・国立循環器病研究センター

- ・国立精神・神経医療研究センター
- ・国立国際医療研究センター
- ・国立成育医療研究センター
- ・国立長寿医療研究センター
- ・農業・食品産業技術総合研究機構
- ・国際農林水産業研究センター
- · 森林研究 · 整備機構
- ・水産研究・教育機構
- ·経済産業研究所
- · 産業技術総合研究所
- ・石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- ・新エネルギー・産業技術総合開発機構
- ・土木研究所
- ・建築研究所
- ・海上・港湾・航空技術研究所
- 自動車技術総合機構
- · 国立環境研究所
- ·環境再生保全機構



# 関係条文①

○国立健康危機管理研究機構法(令和5年法律第46号)抄 ※公布日:令和5年6月7日

附 則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条から附則第四条まで並びに附則第十二条第三項及び第四項、第十六条第四項及び第五項、第十七条第二項及び第三項並びに第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

#### (国立国際医療研究センターの解散等)

**第十六条** 国立研究開発法人国立国際医療研究センター(以下「国立国際医療研究センター」という。)は、この法律の施行の時において解散 するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。  $2 \sim 10$  (略)

○労働契約法(平成19年法律第128号)抄

#### (有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換)

- 第十八条 同一の使用者との間で締結された二以上の有期労働契約(契約期間の始期の到来前のものを除く。以下この条において同じ。)の契約期間を通算した期間(次項において「通算契約期間」という。)が五年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす。この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件(契約期間を除く。)と同一の労働条件(当該労働条件(契約期間を除く。)について別段の定めがある部分を除く。)とする。
- 2 当該使用者との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と当該使用者との間で締結されたその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間(これらの契約期間が連続すると認められるものとして厚生労働省令で定める基準に該当する場合の当該いずれにも含まれない期間を除く。以下この項において「空白期間」という。)があり、当該空白期間が六月(当該空白期間の直前に満了した一の有期労働契約の契約期間(当該一の有期労働契約を含む二以上の有期労働契約の契約期間の間に空白期間がないときは、当該二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間。以下この項において同じ。)が一年に満たない場合にあっては、当該一の有期労働契約の契約期間に二分の一を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間)以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しない。

# 関係条文②

○国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案による改正後の科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号) (※下線部が改正部分)

#### (定義)

#### 第二条 (略)

2~8 (略)

9 この法律において「研究開発法人」とは、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人(以下単に「独立行政法人」という。)又は特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)であって、研究開発等、研究開発等であって公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なものとして別表第一に掲げるものをいう。10~16 (略)

#### (労働契約法の特例)

- **第十五条の二** 次の各号に掲げる者の当該各号の労働契約に係る労働契約法(平成十九年法律第百二十八号)第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。
- 一 研究者等であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で期間の定めのある労働契約(以下この条において「有期労働契約」という。)を締結したもの
- 二 研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務(専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。)に従事する者であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したもの
- 三 試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者が試験研究機関等、研究開発法人又は大学等との協定その他の契約によりこれらと共同して行う研究開発等(次号において「共同研究開発等」という。)の業務に専ら従事する研究者等であって当該試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で有期労働契約を締結したもの
- 四 共同研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の共同研究開発等に係る運営及び管理に係る業務(専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。)に専ら従事する者であって当該共同研究開発等を行う試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で有期労働契約を締結したもの
- 2 前項第一号及び第二号に掲げる者(大学の学生である者を除く。)のうち大学に在学している間に研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約(当該有期労働契約の期間のうちに大学に在学している期間を含むものに限る。)を締結していた者の同項第一号及び第二号の労働契約に係る労働契約法第十八条第一項の規定の適用については、当該大学に在学している期間は、同項に規定する通算契約期間に算入しない。

#### 別表第一(第二条関係)

一~三十万 (略)

三十六 国立健康危機管理研究機構

## 研究者等のキャリアパス支援や雇用の安定化に関する取組

### <研究者が安心して研究に専念できる環境を整備するための取組>

- 文部科学省においては、研究者が安心して研究に専念できる環境を整備するため、以下のような取組を実施
  - ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドラインに基づく取組の促進
  - ▶ 国立大学運営費交付金において、若手ポストの確保をはじめとした人事給与マネジメント改革等に積極的に取り組む大学へ 重点的に配分

く大学等及び研究開発法人の研究者、教員等に対する労働契約法の特例に関する対応>

直近では各機関に対し以下の依頼を発出するなど、労働契約法の趣旨等についての周知徹底を図るとともに各機関における適切な対応を依頼

#### ■貴法人における無期転換ルールの円滑な運用について(依頼)(令和4年11月7日付4文科科第556号)

令和5年4月1日以降、特例対象者について本格的な無期転換申込権の発生が見込まれることを踏まえ、関係機関において特例の適切な運用に向けて万全を期していただくよう改めて依頼。各機関における取組の参考として、研究者、教員等の雇用状況の改善に向けた取組例等を添付。

#### 特例の適用にあたって留意すべき事項

無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではない

- ※ このほか、リーフレット「大学等及び研究開発法人の研究者、教員等に対する労働契約法の特例について」において、以下の周知を行っている。
- 科技イノベ活性化法第15条の2による特例の対象者と有期労働契約を締結する場合には、相手方が特例の対象者となる旨等を原則として書面により明示し、その内容を説明すること等により、相手方がその旨を予め適切に了知できるようにするなど、適切な運用を行う必要があること
- 大学等と有期労働契約を締結した教員等であることをもって一律に特例の対象者となるものではないことに留意する必要があること

#### 研究者、教員等の雇用状況の改善に向けた取組例等(抜粋)

- URAは通算契約期間5年で法定の10年よりも早期に無期転換可能にしている
- 有期雇用の若手研究者の雇用安定化及び人材育成等に取り組む部局に対して支援金を配分している
- 雇用財源に外部資金(競争的研究費、共同研究費、寄附金等)を活用することで捻出された学内財源を若手ポスト増設や研究支援体制の整備などに充てている
- 法人内の研究者等の雇用に関する考え方等を公表するとともに、現在従事している有期の研究プロジェクトでの任期満了後、別の有期の研究プロジェクトに 参画できる機会を提供するため、通算契約期間の上限規制を撤廃する等の新しい人事施策を公表
- ※無期転換ルールの特例に関する実態把握のため、「研究者・教員等の雇用状況等に関する調査」を実施し、各機関に改めて適切な対応を 促す依頼文を発出(令和5年2月)